

# 湯浅町文化財保存活用地域計画



湯 浅 町

令和3年12月17日



# 目 次

<b>序章</b> .....	3
1. 計画作成の背景と目的 .....	3
2. 計画期間 .....	4
3. 関連する計画の整理 .....	4
(1) 地域計画の位置付け	
(2) 主な関連計画の概要	
4. 本計画における用語の定義 .....	9
(1) 本計画における「文化遺産」の定義	
(2) 地名の表現方法	
5. 計画の作成体制 .....	10
<b>第1章 湯浅町の概要</b> .....	11
1. 自然的・地理的環境 .....	12
(1) 位置	
(2) 地勢・地質	
(3) 気候	
2. 社会的状況 .....	16
(1) 行政区域の変遷	
(2) 人口	
(3) 土地の利用状況と空き家	
(4) 産業	
3. 歴史的背景 .....	24
<b>第2章 文化遺産に関する調査</b> .....	27
1. 文化遺産に関する調査の概要 .....	28
2. 既往調査の内容と成果 .....	28
3. 湯浅町内文化遺産の集積 .....	37
(1) 文化遺産リストの作成	
(2) 文化遺産の集積結果	
<b>第3章 湯浅町の文化遺産の概要</b> .....	41
1. 指定等文化財の状況 .....	42
2. 湯浅町内の文化遺産の特徴 .....	48
3. 日本遺産 「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅 .....	52
<b>第4章 湯浅町の歴史文化の特徴</b> .....	55
<b>第5章 文化遺産の保存・活用に関する課題</b> .....	59
1. 文化遺産に関する取組みの現況 .....	60
(1) 歴史に関する学校・社会教育	
(2) 文化遺産の公開・活用	
(3) 歴史を活かした観光振興	
(4) 文化財保存活用支援団体	
(5) 歴史・文化遺産に関する意識調査	

2. 文化遺産の保存・活用に関する課題	65
(1) 文化遺産の把握と専門的調査	
(2) 文化遺産の適切な維持管理と環境整備	
(3) 歴史・文化遺産を知ってもらう	
(4) 様々な文化遺産を守り・活かす	
(5) 湯浅町の魅力としての歴史・文化遺産	
(6) 地域住民・子どもたちとの関わりの強化	
<b>第6章 文化遺産の保存・活用に関する方針と措置</b>	<b>71</b>
1. 文化遺産の保存・活用に関する方針	72
2. 文化遺産の保存・活用に関する措置	74
<b>第7章 関連文化財群の設定～「湯浅ばなし」～</b>	<b>81</b>
第1話 湯浅のはじまり - 古代湯浅と天神山古墳 -	83
第2話 湯浅党の活躍	86
第3話 熊野詣と湯浅 - 熊野古道をめぐる物語 -	91
第4話 醤油醸造発祥の地 紀州湯浅	95
第5話 武士たちの湯浅	100
第6話 湯浅の海が育んだ漁業・製網技術	104
第7話 各地で活躍する商人たち	108
第8話 災害の記憶とともに	112
第9話 湯浅から発信される芸術文化	116
第10話 三面獅子が舞う神社の祭礼	119
第11話 湯浅の柑橘栽培と段々畑の広がる風景	123
第12話 地域の人々の学び	127
第13話 近代化する湯浅 - 有田地方の中心として -	130
<b>第8章 文化遺産の防災・防犯</b>	<b>135</b>
1. 文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題	136
2. 文化遺産の防災・防犯に関する方針と措置	139
(1) 文化遺産の防災・防犯に関する方針	
(2) 文化遺産の防災・防犯に関する措置	
3. 文化遺産の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針	140
<b>第9章 文化遺産の保存・活用の推進体制</b>	<b>141</b>
1. 町の体制	142
2. 体制整備の課題・方針	144

# 序 章

## 1. 計画作成の背景と目的

湯浅町は、かつて醤油醸造業を中心とした商工業都市として栄えた町である。しかしながら、近年では著しい人口減少に直面している。そのような状況を打開し、まちに活気を取り戻す方法を模索するべく、平成9年（1997）に発足したまちづくり委員会は、湯浅の歴史や古い町並みを貴重な財産として見直すことを提言した。これが平成18年（2006）12月の重要伝統的建造物群保存地区（※1）（以下、「重伝建」という。）への選定に繋がることとなった。醤油の「醸造町」としての選定は、全国で初めてのことであった。この重伝建選定を契機として、少しずつ人々が湯浅を訪れるようになり、そのことが湯浅の住民が自分たちの町の歴史は誇れるものだということへの気付きとなっていった。重伝建選定以降、毎年4～5件のペースで保存修理事業が行われることにより町並みの景観が少しずつ向上し、甚風呂や湯浅まちなみ交流館等の公開施設の整備により、観光客の受入が図られてきた。

しかしながら、伝建地区周辺における道路美装化や電柱、街路灯の整備など、全体の景観に関する取組みがこれまであまり進んでいない状況にあり、また地域固有の歴史や、生業、習慣等が、担い手不足等により消滅の危険性を増していることから、湯浅町では、平成28年（2016）3月に、「醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致」をはじめとした地域に残る7つの歴史的風致を整理し、それらを維持向上するために湯浅町歴史的風致維持向上計画（※2）（以下、「歴まち計画」という。）を策定した。これにより、歴史的景観の維持向上のための具体的な施策を計画的に実施することで、歴史をまちづくりに活かす方向性が明らかとなった。これらの施策に基づく事業は現在も進捗中である。

この歴史的風致維持向上計画の策定をきっかけとして、醤油醸造の発祥のストーリー、『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が平成29年（2017）4月に日本遺産（※3）の認定を受けると、醤油＝湯浅町というイメージが浸透し、インバウンドを含めた観光客がさらに増加することとなった。

このように、湯浅町においては、伝建制度の導入から日本遺産認定まで、「醤油醸造」が軸となった歴史文化のまちづくり・観光への活用が行われてきた。しかしながら、それ以外の誇るべき歴史や文化遺産については、これまで専門的な調査がされておらず詳細な実態が明らかとされていないものや、住民や観光客に向けた情報発信が十分に行われずに注目されていないものがあるこ

---

### ※1 重要伝統的建造物群保存地区

国内の歴史的な集落・町並みの保存を意図し、市町村が定める伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いと国が判断し選定したもの。市町村からの申出に基づいて選定される。

### ※2 歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称「歴史まちづくり法」）に基づいて、歴史的風致の維持向上を図るため市町村が策定する計画。主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、その取組を支援する。

### ※3 日本遺産

文化庁が認定する日本各地の歴史的魅惑や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーのこと。地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化することで「面」として活用し、地域活性化を図ることを目的としている。

とも事実である。これら地域全体の歴史や文化遺産を計画的に調査、把握することは今後の大きな課題でもある。

そこで湯浅町では、地域全体の文化遺産の状況を把握し、様々な歴史や文化遺産をめぐる歴史文化の特徴を整理することで、地域の歴史や文化遺産をめぐる実情と課題を浮き彫りにし、それらを解決するための施策を示す地域の文化遺産の保存・活用のためのマスタープラン兼アクションプランとするべく、平成30年（2018）度から、歴史文化基本構想の策定の検討をスタートし、さらに平成31年（2019）4月1日から施行された改正文化財保護法に基づく、文化財保存活用地域計画の作成を進めることとしたものである。

## 2. 計画期間

本計画の計画期間は、「第四次湯浅町長期総合計画」との整合性を考慮し、令和3年（2021）度～令和12年（2030）度の10年間とする。

なお、計画の実施にあたっては適切に進捗管理を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行う。また、社会経済情勢や、湯浅町における文化遺産をめぐる環境等に大きな変化が生じた場合にも、適宜計画内容の見直しを行うこととする。地域内の文化遺産の保存に影響を与えるおそれのある変更等、軽微な変更にあたらぬ場合は、文化庁の変更認定を受けることとし、軽微な変更の場合は、その変更の内容について、和歌山県を經由して文化庁に情報提供するものとする。また、計画期間終了前の適当な時期に、それまでの進捗管理を踏まえた自己評価を行うこととする。

## 3. 関連する計画の整理

### (1) 地域計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づく、地域の文化財の保存及び活用に関する総合的

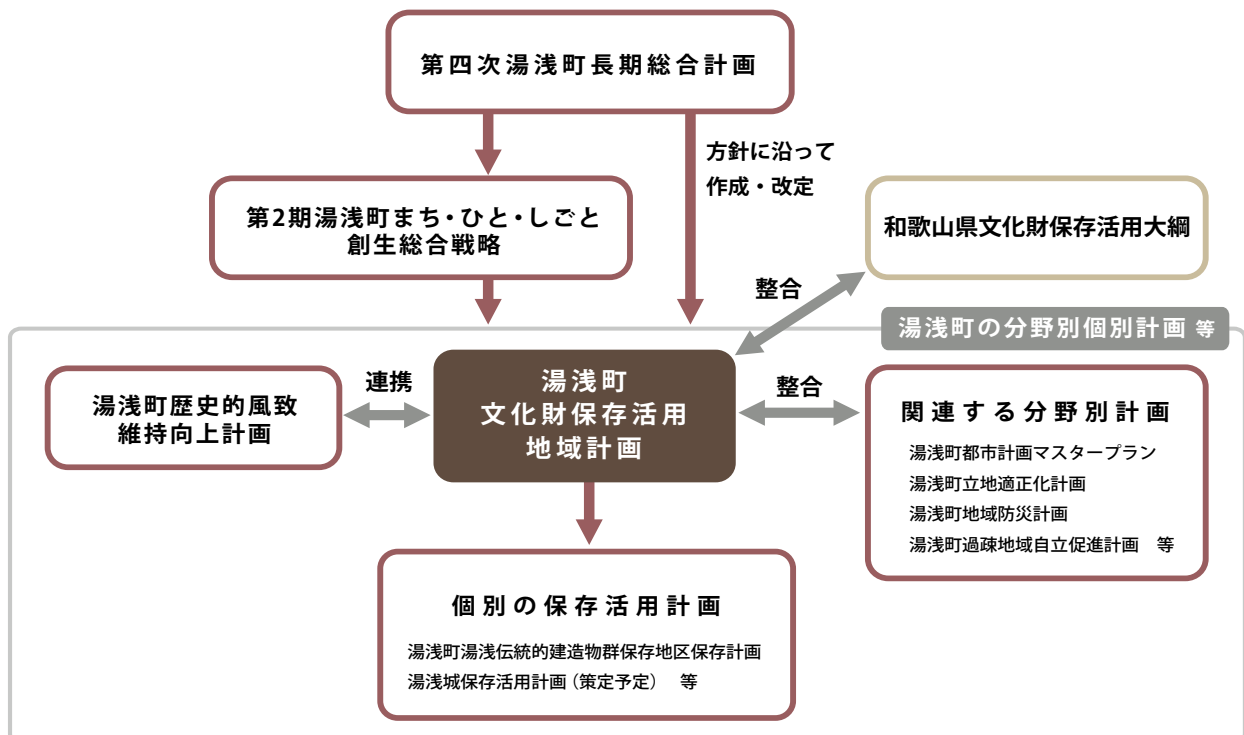


図1 湯浅町文化財保存活用地域計画の位置づけ

な計画として作成する。作成にあたっては、湯浅町の最上位計画である長期総合計画に即したものとす。令和3年(2021)3月に策定された「第四次湯浅町長期総合計画」では、町の将来像として掲げられた「歴史と人の温もりで支え合うまち 湯浅 ～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～」の実現のため、5つの基本目標を定めている。このうち、「豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にすまちづくり」を中心に、各基本目標の内容を踏まえた計画であると位置付ける。

また、湯浅町では長期総合計画に基づいて、人口減少対策・地域経済の活性化・定住促進施策の推進のため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定している。第2期総合戦略(令和2年(2020)度～6年(2024)度)では、地域づくりのために歴史的資産を活用していくことを位置付けるとともに、魅力的なまちづくりのための歴史文化に関する教育や理解促進を掲げている。総合戦略の中の関連する部分については、その方向性に即して本計画を位置付けるものとする。

長期総合計画に即して計画される分野別計画のうち、特に連携して取り組むものとして、湯浅町歴史的風致維持向上計画がある。この計画では、伝統的な市街地環境とともに人々の活動が受け継がれている7つの歴史的風致を設定し、それらが色濃く残る町内の約412haを湯浅町歴史的風致維持向上地区として、歴史的風致を維持向上するための取組みを進めている。具体的には、伝統的建造物群保存地区(以下、「伝建地区」という。)における保存修理事業や拠点施設整備、文化財等調査事業、文化財公開等普及啓発事業等の、文化財に直接関係する事業のほか、道路美装化事業や防災施設整備事業、湯浅駅周辺整備事業等といった歴史的景観や歴史的建造物の整備、維持向上を通じたまちづくり関連の事業がうたわれている。本計画は、地域全体の歴史文化に関する措置を総合的に行うものとして、歴まち計画との連携を密にするとともに、十分な整合を図るものとする。また、湯浅町地域防災計画等、地域の歴史文化や景観に係る分野別計画と整合を図ることとし、相互に連携するものとする。

本計画は、和歌山県が令和3年(2021)3月に策定した和歌山県文化財保存活用大綱と整合を図るものとし、今後個別の文化財に対する保存活用計画を策定する際には、本計画に即したものとす。

## (2) 主な関連計画の概要

### 1. 第四次湯浅町長期総合計画

長期総合計画は、湯浅町のすべての計画の指針となる最上位計画です。第4次湯浅町長期総合計画は、令和3年(2021)度から令和12年(2030)度までの10年間の「基本構想」を定め、基本目標を達成するための具体的な施策の計画として令和7年(2025)度までの「基本計画」を立てています。基本計画は、PDCAサイクルによる評価・検証を行うことで、必要に応じて柔軟かつ適切な見直しが行えるようになっています。

基本計画では、湯浅町の歴史文化や歴史的景観を地域資源ととらえ、まちづくりや観光、教育等の施策に活かしていくこととしています。

#### 《 基本構想 》

町の将来像

### 歴史と人の温もりで支え合うまち 湯浅 ～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～

湯浅町は、豊かな自然環境と古くからの歴史・文化資源を有する人情味あふれる住みやすい町として、また醤油や金山寺味噌、あじ・さば・しらす、みかん等の特産品を有する町として発展を遂げてきました。

湯浅町は、町の地域性と強みを活かしながら、誇りある郷土の明日を切り拓いていきます。

#### 《 基本目標 》

1. 安心安全に暮らせるまちづくり
2. 福祉・医療が充実し、お互いを認め合えるまちづくり
3. 地域資源を活かす、活気あふれるまちづくり
4. 豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にするまちづくり
5. 持続可能なまちづくり

#### 《 関連する主な基本計画の施策の方向 》

1. 安心安全に暮らせるまちづくり
  - ・町並みの景観に配慮した道路整備
  - ・歴史的・文化的景観等の維持・保全
3. 地域資源を活かす、活気あふれるまちづくり
  - ・湯浅えき蔵、熊野古道、伝建地区へと、日本遺産に認定された湯浅らしい賑わいの創出
4. 豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にするまちづくり
  - ・伝建地区の保存と活用
  - ・文化財保護の推進（文化財保存活用地域計画による取組みの推進）
  - ・文化財教育の推進（小中学校の教育、町民の歴史や文化財に触れる機会の増進）



## 2. 第2期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少・少子高齢化という課題に対し、各地域の実情に応じた取組みを進めるための戦略です。第2期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第1期総合戦略から引き続き、人口減少対策と地域経済の活性化、定住促進施策を効率的に推進するため、令和2年（2020）度から令和6年（2024）度までの5年間の期間を設定して策定されたものです。

第2期総合戦略では、4つの基本目標を掲げ、それぞれに施策や重要業績評価指標(KPI)を設定し、戦略の推進を図っています。歴史や文化財、景観を地域資源ととらえ、これらの調査や整備を通じて観光振興を図っていくこと、歴史や文化を磨き上げることにより魅力的なまちを作っていくこと等が施策に位置付けられています。

### 《 戦略の基本目標と施策 》

#### 基本目標 1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

- (1) まち・海・山をフルに活用した観光振興
- (2) 農・漁業の安定化
- (3) 伝統的製造業の継承と活性化
- (4) 雇用の創出及び企業誘致、起業等の支援

#### 基本目標 2. つながり築き、新しい人の流れをつくる

- (1) 移住・定住支援の充実
- (2) 居住環境の整備
- (3) 利便性の高い「まちの玄関・湯浅駅」の整備

#### 基本目標 3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (1) 出会いと結婚、出産と子育て支援

#### 基本目標 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる

- (1) 快適で利便性の高いまちづくり
- (2) 学校教育、歴史・文化等の充実
- (3) 地域活動・地域連携によるまちの魅力向上
- (4) 安全・安心のまちづくり

## 3. 和歌山県文化財保存活用大綱

和歌山県の文化遺産に関する保存と活用の方向性を明確化し、将来のあるべき姿を実現するために、今後の取組に対する基本的な方針を定めることを目的として、令和3年（2021）3月に和歌山県教育委員会が策定したものです。

県内の市町村は、文化財保存活用地域計画を作成する際には、この大綱の内容を勘案して作成することになります。

### 《 基本理念 》

後世にわたり、自然・景観・歴史・伝統文化などが織りなす文化遺産を守り引き継いでいく「保存・保全と活用の好循環」を実現し、魅力的な和歌山を創造していく。

### 《 基本方針 》

1. 文化財の調査及び指定等の推進
2. 文化財の適切な保存・継承の推進
3. 文化財の防犯・防災対策の推進
4. 文化財への理解促進・興味の喚起並びに人材育成
5. 文化財の情報発信の推進
6. 文化財の多様な活用の推進
7. 地域社会との連携強化

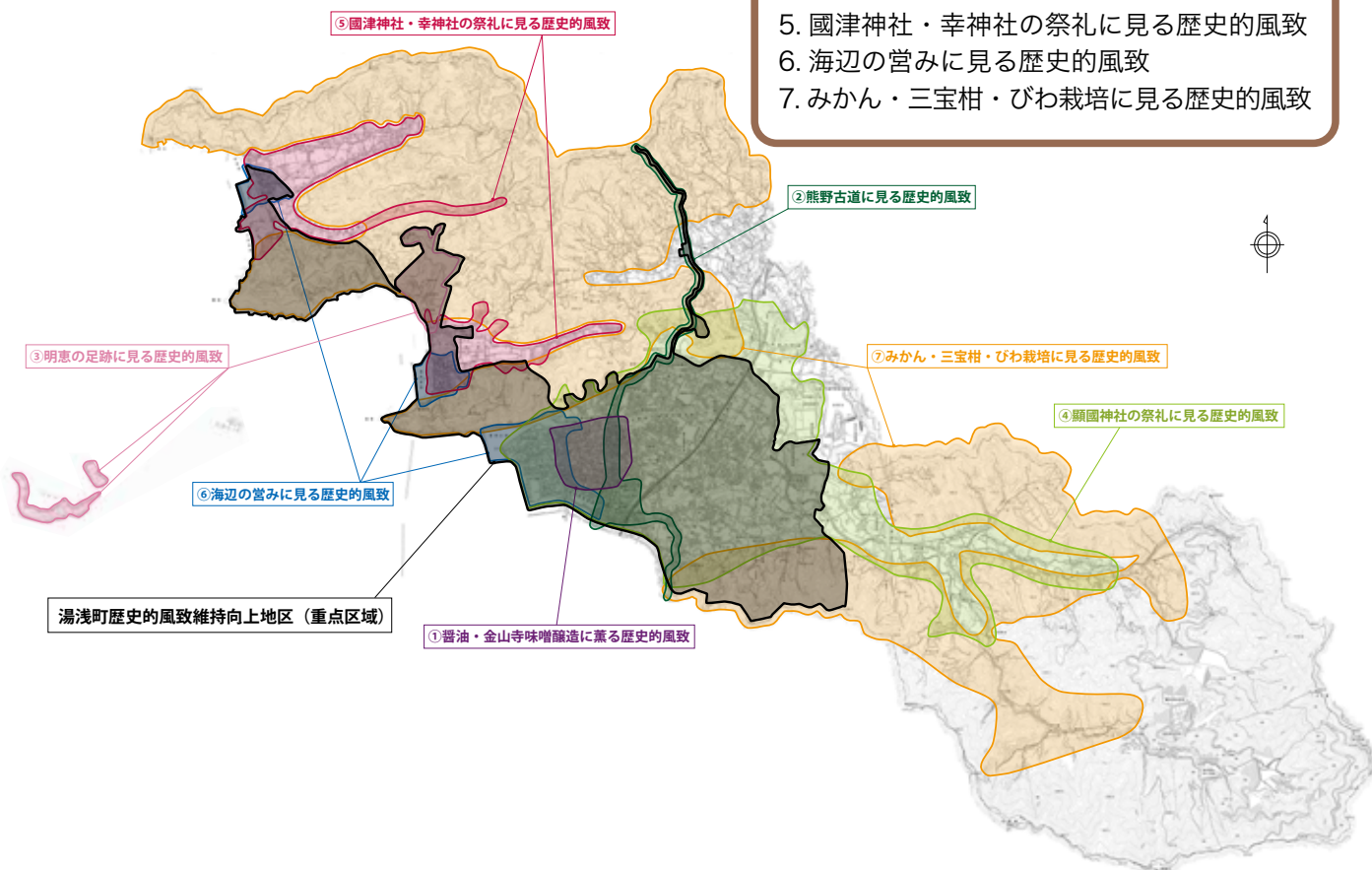
## 4. 湯浅町歴史的風致維持向上計画

湯浅町は、古くから水陸交通の要衝であり、熊野古道の宿場として栄えてきました。近世には醤油醸造が盛んとなり、みかんの栽培や鯛を獲る漁業も大いに発達しました。現在も、熊野古道には多くの人々の往来があり、重要伝統的建造物群保存地区に選定された町並みには醤油醸造の伝統が薫っています。地域の祭礼、段々畑での農作業、漁業の営み、豪族湯浅氏の一族である明恵上人への祈りといった歴史的な活動が各所で見られ、豊かな自然と、先人たちから受け継いだ文化は、本町固有の歴史的風致を彩っています。

平成 28 年（2016）3 月に策定された湯浅町歴史的風致維持向上計画では、これらの歴史的風致を活かしたまちづくりを推進するため、平成 28 年（2016）度から令和 7 年（2025）度までの 10 カ年計画として、重点区域内における事業を進めています。

### 湯浅町の維持・向上すべき歴史的風致

1. 醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致
2. 熊野古道に見る歴史的風致
3. 明恵の足跡に見る歴史的風致
4. 顯國神社の祭礼に見る歴史的風致
5. 國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致
6. 海辺の営みに見る歴史的風致
7. みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致



### 湯浅町の重点区域における事業

1. 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業
2. 重要伝統的建造物群保存地区拠点施設整備活用事業
3. 大仙堀環境整備事業
4. 歴史的風致形成建造物修理活用事業
5. 熊野古道及び重要伝統的建造物群保存地区周辺道路美装化事業
6. 案内板等整備事業
7. 防災施設整備事業
8. 街路灯整備事業
9. 湯浅駅周辺整備事業
10. 文化財等調査事業
11. 空き家利活用事業
12. 文化財公開等普及啓発事業
13. 伝統行事等継承支援事業
14. 特産物等 PR 総合支援事業

## 4. 本計画における用語の定義

### (1) 本計画における「文化遺産」の定義

文化財保護法では、文化財として、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型が掲げられている。これらのうち、価値の高いものが重要文化財等に指定され、また県や町の条例に基づいて県指定、町指定文化財に指定されている。さらに、これら6類型のみならず、文化財保護法には、文化財の保存技術、埋蔵文化財についても規定されている。

本計画においては、学術的価値が高い等として、法や条例による指定等がなされている指定等文化財や、法による定義付けがされている埋蔵文化財等はもちろんのこと、指定等文化財ではないものの地域に伝わる古文書や古い道具などの有形のものや、食文化や風習、民謡などの無形のものといった地域の人々が守り伝えたいものをすべて含んで「文化遺産」と表現する。

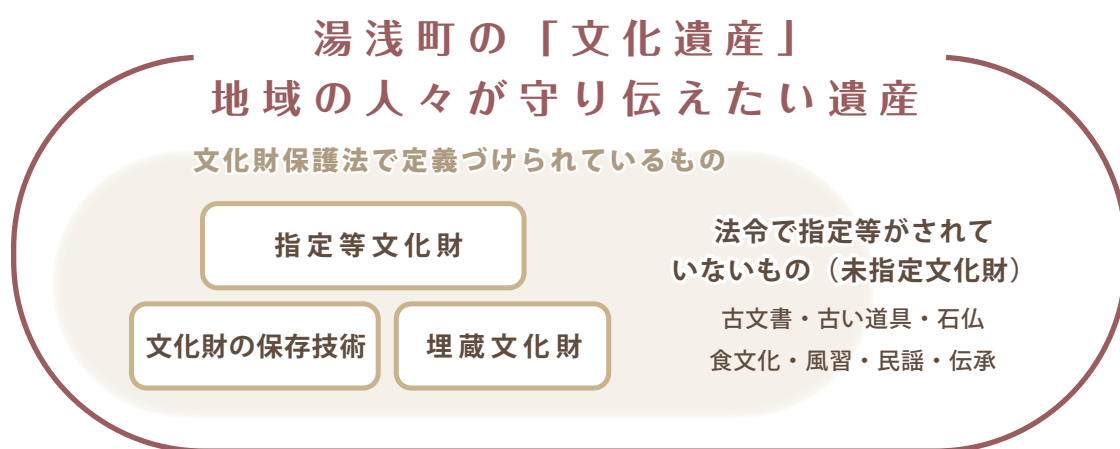


図2 本計画における文化遺産の定義

### (2) 地名の表現方法

本計画において、「湯浅」という地名を記述する場合に、どの地域を指すことになるのか、混同が起きやすいため、表現方法の原則的な概念を整理しておく。

現代の記述においては「湯浅町」と表現する。近代以前の記述の際には「湯浅」と表現し、特に断りのない場合は現在の町域全体を指すこととする。現在の大字地区単位での表現については、例えば「湯浅地区」というように記述する。なお、合併以前の村の範囲は現在の大字地区と同じであるため、近世以前の記述では「湯浅村」というように記述する場合もある。「旧湯浅町」とする場合は、現在の湯浅・別所・青木・山田を範囲とする。

また、記述の便宜上、湯浅地区における近世頃の人口集積地を指す場合に「旧市街地」という表現をする場合は、概ね現在の海岸通り（昭和40年代以前の海岸線）から、道町・大宮通りにかけての付近のエリアを考える。

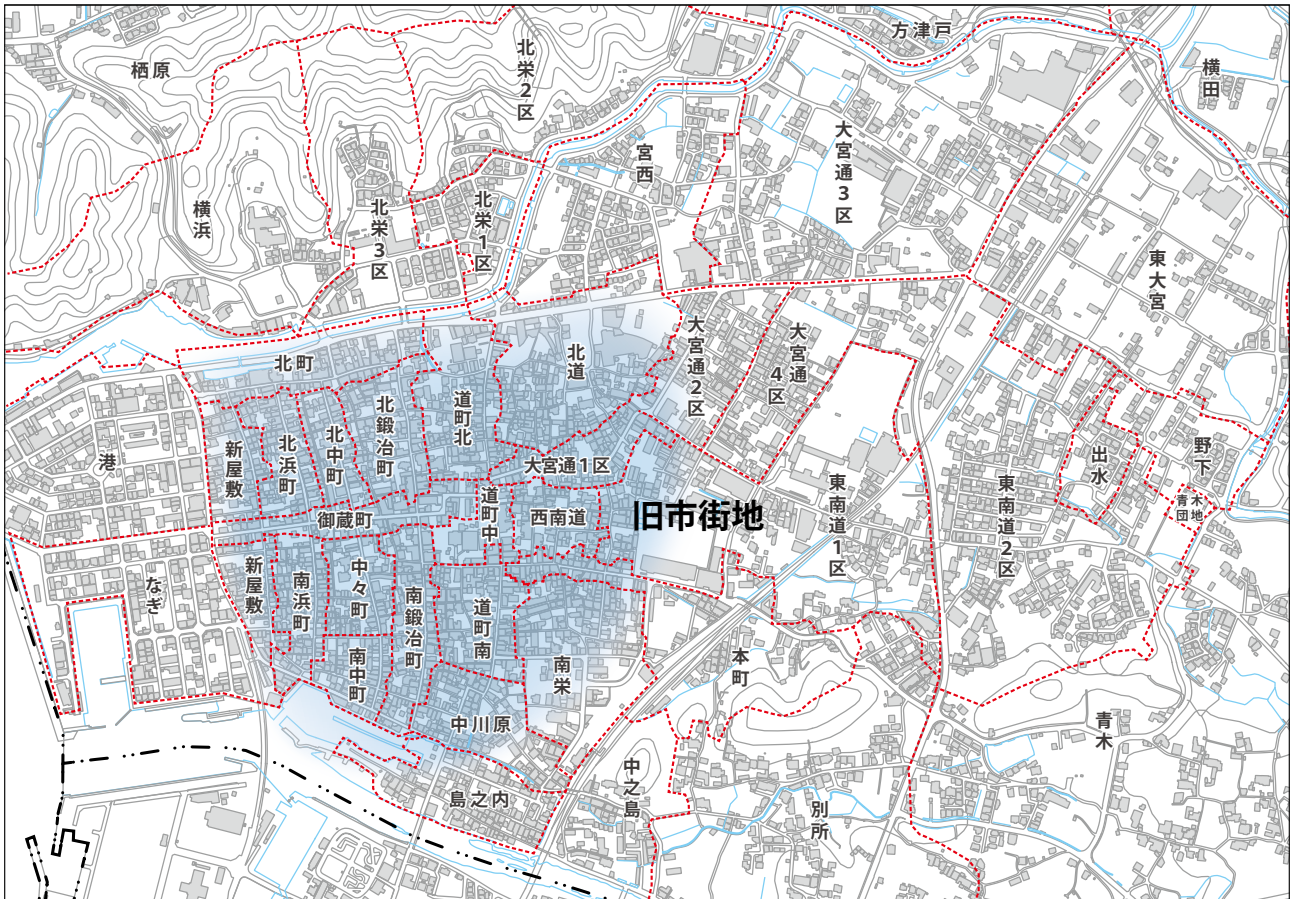


図3 湯浅町中央部の行政区界図と旧市街地の概念範囲

## 5. 計画の作成体制

本計画は、文化遺産の所有者や、湯浅町の歴史や文化遺産に詳しい有識者の意見を聞き、文化庁、和歌山県教育委員会の助言を受け、湯浅町教育委員会が主担当となり作成を進めた。作成にあたっては、湯浅町文化財保護審議会に進捗を報告し、随時、指導助言を受けた。また、庁内においては、教育委員会をはじめ、総務課（防災・地域安全）、ふるさと振興課（観光・地域魅力発信）、政策企画課（まちづくり）、産業建設課（農林水産・都市計画・景観）の担当から構成される湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議において検討を重ねた。